

特定被害者法律援助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約条項

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 日本司法支援センター（以下「センター」という。）が、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、司法書士及び司法書士法人（以下「弁護士・司法書士等」という。）と特定被害者法律援助業務に係る事務の取扱いに関し、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、この契約条項によるものとする。

(センターとの契約等の定義)

第2条 この契約条項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定被害者代理援助 業務方法書第83条の3第5号の援助をいう。
- 二 特定被害者書類作成援助 業務方法書第83条の3第6号の援助をいう。
- 三 特定被害者法律相談援助 業務方法書第83条の3第7号の援助をいう。
- 四 特定被害者附帯援助 業務方法書第83条の3第8号の援助をいう。
- 五 特定被害者法律援助契約 業務方法書第83条の3第10号の契約をいう。
- 六 特定被害者法律相談担当者 特定被害者法律相談援助の実施に携わった特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等をいう。
- 七 特定被害者法律援助受任者 特定被害者代理援助に係る案件を受任した弁護士・司法書士等をいう。
- 八 特定被害者法律援助受託者 特定被害者書類作成援助に係る案件を受託した弁護士・司法書士等をいう。
- 九 特定被害者法律援助受任者等 特定被害者法律援助受任者及び特定被害者法律援助受託者をいう。
- 十 特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等 センターとの間で特定被害者法律援助契約を締結

している第5号の弁護士・司法書士等をいう。

十一 特定被害者法律援助申込者 特定被害者法律援助のうちいずれかの援助の申込みをした者という。

十二 特定被害者法律援助被援助者 特定被害者法律援助のいずれかを受けた者をいう。

第2章 契約の締結手続に関する事項

(申込手続)

第3条 センターとこの契約条項による契約を締結しようとする弁護士・司法書士等は、センターに対し、申込書を提出して契約の申込みを行うものとする。

2 前項の申込書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名、所属会及び登録番号（弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は司法書士法人にあつては、その法人名、所属会及び届出番号）
- 二 司法書士については、司法書士法第3条第2項第2号の認定の有無及び認定番号
- 三 事務所の名称、住所、電話番号及びファクシミリ番号（ただし、いずれも所属会に届け出をしているものに限る。）
- 四 報酬などの支払を受ける際に利用する預金口座又は貯金口座のある金融機関の名称並びに当該口座の種別、名義及び口座番号
- 五 特定被害者法律援助業務に関し十分な知識又は経験を有すること
- 六 第5条第1項各号に掲げる契約締結障害事由がないこと

3 弁護士・司法書士等は、第1項の申込書に、前項第3号の電話番号及びファクシミリ番号のほかに、優先すべき連絡先として、事務所の別の電話番号、ファクシミリ番号を追加して記載することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、特定不法行為等による被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例等に関する法律（令和5年法律第89号）が失効した後は、申込みをすることができない。

(契約弁護士・司法書士等の資質等)

第4条 センターは、特定被害者法律援助業務に関し十分な知識又は経験を有する弁護士・司法書士等と

この契約条項による契約を締結する。

- 2 特定被疑者法律扶助契約の期間は3年とする。ただし、この契約は、期間満了1か月前までにセンター又は特定被害者法律扶助契約弁護士・司法書士等から契約を更新しない旨の通知が書面でなされた場合を除き、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(契約障害事由)

第5条 センターは、特定被害者法律扶助契約弁護士・司法書士等となろうとする者に次の各号のいずれかの事由があるときは、契約を締結しない。

- 一 弁護士法（昭和24年法律第205号）第57条、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条若しくは第48条、又はその他の隣接法律専門職者について法律上規定する懲戒による業務停止期間中であるとき。

- 二 この契約条項による契約上の措置による契約締結拒絶期間中であるとき。

- 2 センターと前項各号の事由がある特定被害者法律扶助契約弁護士・司法書士等となろうとする者との間でこの契約条項による契約の締結行為が行われたとしても、契約の効力は生じない。

(諾否の回答)

第6条 センターは、第3条の規定に基づく申込みを受けたときは、速やかに、諾否を決定して特定被害者法律扶助契約弁護士・司法書士等となろうとする者に通知するものとする。

第3章 特定被害者法律相談援助に関する事項

(特定被害者法律相談援助の実施場所)

第7条 特定被害者法律相談担当者は、特定被害者法律扶助契約弁護士・司法書士等の事務所のほか、特定被害者の実情に配慮してセンターが特定被害者法律相談援助の実施場所として相当と認めた場所において、特定被害者法律相談援助を実施する。

(特定被害者法律相談担当者の義務)

第8条 特定被害者法律相談担当者は、自らが特定被害者法律相談援助を行った案件につき特定被害者代理援助又は特定被害者書類作成援助の要件を充足する可能性がある認め、かつ特定被害者法律扶助被援助者が特定被害者代理援助又は特定被害者書類作

成援助の利用を希望する場合は、同援助の申込みと特定被害者個別契約の締結を前提としてこれを受任又は受託するよう努めなければならない。

(特定被害者法律相談援助の拒絶又は中止)

第9条 特定被害者法律相談担当者は、特定被害者法律扶助申込者が相談日時その他の条件の指定に応じないとき、その他特定被害者法律扶助申込者に不適切な行為のあるときは、特定被害者法律相談援助を拒絶又は中止することができる。

(特定被害者法律相談票の作成・提出)

第10条 特定被害者法律相談担当者は、特定被害者法律相談援助を実施したときは、特定被害者法律相談の概要を記載した書面（以下「特定被害者法律相談票」という。）を作成し、特定被害者法律扶助申込書と共に、特定被害者法律相談の実施の日から1か月以内に、センターに提出しなければならない。

- 2 特定被害者法律相談担当者は、特定被害者法律相談の実施の日から1か月以内に、センターに対し、第12条に定める特定被害者法律扶助申込書及び特定被害者法律相談票を提出しないときは、当該期限を経過した理由をセンターに申し出なければならない。

- 3 特定被害者法律相談援助を実施したときは、特定被害者法律扶助申込書に、特定被害者法律扶助被援助者が当該特定被害者法律相談を受けたことを確認する特定被害者法律扶助被援助者の署名を得なければならない。ただし、特定被害者法律扶助業務運営細則第10条に定める特定被害者電話等相談援助を利用した場合はこの限りでない。

- 4 前項に係る特定被害者法律扶助被援助者の署名を得ることができなかったときは、その理由をセンターに申し出なければならない。

- 5 前項の場合において、センターは、次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、当該特定被害者法律相談の法律相談費を支払わない。

- 一 第3項に係る特定被害者法律扶助被援助者の署名を得ることができなかった場合において、その理由が合理的であると認められないとき又はその理由の申出がないとき。

- 二 法律相談担当者が第2項の期限内に第12条に定める特定被害者法律扶助申込書及び特定被害者法律相談票を提出しない場合において、当該期限

を経過した理由が合理的であると認められないとき又はその理由の申出がないとき。

(法律相談費の支払)

第11条 センターは、特定被害者法律相談援助を実施した特定被害者法律相談担当者に対し、理事長が別に定める特定被害者法律相談援助費用支出基準により法律相談費を支払う。ただし、前条5項に該当する場合には、この限りでない。

(援助申込手続)

第12条 特定被害者法律相談担当者は、特定被害者法律援助の申込みを受付けるときは、特定被害者法律援助の申込みをする者から、住所、氏名、特定被害者である旨及びその他センターが必要と認める事項を記入した所定の援助申込書の提出を受けるものとする。ただし、特定被害者法律援助業務運営細則第10条に定める特定被害者電話等相談援助については、この限りでない。

2 前項に規定する場合において、特定被害者法律援助の申込者が外国人であるときは、在留カード又はこれに代わる書面を提示させるなどして在留資格を確認しなければならない。

(特定被害者法律相談援助から審査付議に至る手続等)

第13条 特定被害者法律相談担当者は、第12条に規定する申込みを受けたときは、速やかに、その案件（以下「特定被害者法律相談申込案件」という。）が業務方法書第83条の39第1項各号に規定する特定被害者法律相談援助の要件に該当しているかを確認しなければならない。

2 特定被害者法律相談担当者は、特定被害者法律相談申込案件が業務方法書第83条の39第1項各号に規定する特定被害者法律相談援助の要件に該当すると認めるときは、特定被害者法律相談援助を実施しなければならない。ただし、特段の事情があるときは、この限りでない。

3 特定被害者法律相談担当者は、前項に規定する特定被害者法律相談援助を実施した場合において、特定被害者法律援助申込者が特定被害者代理援助又は特定被害者書類作成援助を希望するときは、特定被害者法律相談申込案件の概要（次に掲げる事由に該当するかどうかについての判断に資する事情を含む。以下同じ。）を記載した調査（以下「特定被害

者事件調査」という。）を作成しなければならない。ただし、第10条に規定する特定被害者法律相談票に申込案件の概要の記載がある場合は、この限りでない。

一 特定被害者法律援助申込者が次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 特定被害者であること。

イ 申込みに係る対象手続の当事者であること。

ウ 対象宗教法人について特定解散命令請求等に係る裁判が確定した時若しくは特定解散命令請求等の取下げがあった時又は対象宗教法人が解散（特定解散命令請求等に係る裁判による解散を除く。）をした時のうちいずれか早い時前にその対象宗教法人に係る特定不法行為等について特定被害者代理援助又は特定被害者書類作成援助のうちいずれかの援助の申込みをした者であること。

二 申込みに係る手続が対象手続であること。

三 勝訴の見込みがないとはいえないこと

四 特定被害者法律援助の趣旨に適すること

4 特定被害者法律相談担当者は、特定被害者事件調査を作成したときは、速やかに、申込者から提出を受けた書面と併せてこれをセンターに提出しなければならない。

(特定被害者法律相談担当者の活動の原則)

第14条 特定被害者法律相談担当者は、特定被害者法律援助を行う案件（以下「特定被害者法律援助案件」という。）について、通常の相談案件と同様の配慮及び注意をもって処理しなければならない。

2 特定被害者法律相談担当者は、業務方法書第83条の36に規定する特定被害者代理援助又は特定被害者書類作成援助の援助要件に該当すると思料される申込者及び業務方法書第9条に規定する代理援助又は書類作成援助の援助要件に該当すると思料される申込者に対して、センターの承認なく、自己と直接委任契約を締結するよう勧誘してはならない。

第4章 特定被害者代理援助、特定被害者書類作成援助に関する事項

(特定被害者代理援助の受任者の選任)

第15条 センターは、業務方法書第83条の45第

1 項第 1 号に規定する特定被害者代理援助の援助開始決定をする場合において、当該案件につき特定被害者法律相談援助が実施されているときは、当該案件の特定被害者法律相談援助を担当した特定被害者法律相談担当者を受任者となるべき者として選任するものとする。

2 センターは、前項に規定する特定被害者法律相談担当者を特定被害者代理援助受任者となるべき者として選任できないとき又は特定被害者代理援助受任者の死亡、辞任、解任その他特別な事情の生じたときは、他の特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等の中から特定被害者代理援助受任者となるべき者を選任する。

3 センターは、弁護士・司法書士等が業務方法書第 83 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する援助開始決定を条件に特定被害者代理援助の受任又は特定被害者書類作成援助の受託を承諾している案件（以下「特定被害者持込案件」という。）については、当該案件の受任を承諾した弁護士・司法書士等が特定被害者法律援助契約を締結していないときは、同契約を締結の上、当該弁護士・司法書士等を特定被害者法律援助受任者となるべき者として選任することができる。

（特定被害者法律援助受託者の選任）

第 16 条 センターは、業務方法書第 83 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する特定被害者書類作成援助の援助開始決定をしたときは、特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等の中から特定被害者法律援助受託者となるべき者を選任する。特定被害者法律援助受託者の死亡、辞任、解任その他特別な事情の生じた場合も同様とする。

2 センターは、特定被害者持込案件については、当該案件の受託を承諾した弁護士・司法書士等が特定被害者法律援助契約を締結していないときは、同契約を締結の上、当該弁護士等を特定被害者法律援助受託者となるべき者として選任することができる。

（特定被害者個別契約）

第 17 条 センターが、特定被害者法律援助受任者等となるべき者を選任したときは、センター、特定被害者法律援助被援助者及び当該特定被害者法律援助受任者等となるべき者との間において、理事長が別に定める契約（以下「特定被害者個別契約」という。）

を締結する。

2 特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等は、特定被害者法律援助受任者等となるべき者に選任されたことを知ったときは、速やかに特定被害者個別契約を締結し、又は直ちに受任若しくは受託することができない旨をセンターに通知しなければならない。

（報酬・実費等の支払）

第 18 条 特定被害者法律援助受任者等は、特定被害者法律援助被援助者が、以下の各号に掲げる必要書類をセンターに提出する義務を履行することに協力しなければならない。

一 特定被害者法律援助被援助者及び特定被害者法律援助受任者等が署名又は捺印した特定被害者個別契約書

二 特定被害者法律援助被援助者が署名又は捺印した重要事項説明書

三 償還金（特定被害者個別契約に基づき特定被害者法律援助被援助者がセンターに対し償還義務を負う金員）の支払のための手続に必要な書類として特定被害者法律援助業務運営細則に定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、センターが求める書類

2 センターは、業務方法書第 83 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する援助開始決定のあった特定被害者法律援助案件について、センターが特定被害者法律援助受任者等に対して立替金を支払う決定をした日又はセンターが特定被害者法律援助被援助者から前項に規定された必要書類を受領した日のいずれか遅い日の属する月の翌月末日までに、特定被害者法律援助受任者等に対し、業務方法書及びその下位規程に基づき報酬及び実費を支払う。

（特定被害者法律援助受任者等の活動の原則）

第 19 条 特定被害者法律援助受任者等は、特定被害者法律援助案件について、通常の受任事件又は受託事件と同様の配慮及び注意をもって処理しなければならない。

2 特定被害者法律援助受任者等は、復代理人を選任するときは、特定被害者法律援助業務に関し十分な知識又は経験を有する弁護士・司法書士等を選任しなければならない。

（保証金等）

第20条 特定被害者法律援助受任者は、保証金又は予納金の納付が必要であって、それらをセンターが立替支出することができるときは、特定被害者法律援助受任者名で第三者供託又は予納を行うことができる。

2 特定被害者法律援助受任者等は、業務方法書第83条の70が準用する第43条第2項に規定する予納金を納付するときは、センターに第三者予納を依頼しなければならない。

3 特定被害者法律援助受任者は、民事保全手続における支払保証委託契約を締結する必要があるときは、センターの指定する金融機関とセンターとの間で、同契約を締結するようにセンターに依頼しなければならない。

(訴訟救助の申立て)

第21条 特定被害者法律援助受任者等は、特定被害者法律援助案件が業務方法書第83条の46第1項第3号の規定により要訴訟救助申立案件であるとされたときは、その申立てをしなければならない。

(金銭の立替え・受領の禁止)

第22条 特定被害者法律援助受任者等は、事件の処理に関し、特定被害者法律援助被援助者のために金銭を立替え又は特定被害者法律援助被援助者から金銭その他の利益を受けてはならない。ただし、特別の事情があり、特定被害者法律援助受任者等がセンターの承認を得た場合は、この限りでない。

(特定被害者法律援助受任者による着手、中間、終結の報告)

第23条 特定被害者法律援助受任者は、速やかに、特定被害者法律援助案件の処理に着手し、個別契約締結後3か月以内に訴状、答弁書、調停申立書、仮差押若しくは仮処分決定書、納付書、保管金受領書その他事件処理の着手を証する書面の写しを添付した着手報告書をセンターに提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 特定被害者法律援助受任者は、事件進行中において特定被害者法律援助案件に関連し、別に訴えの提起その他の手続が必要になったときは、その理由を付した中間報告書をセンターに提出しなければならない。

3 センターは、業務方法書第83条の45第1項第

1号に規定する援助開始決定後2年を経過したとき又は必要があると認めたときは、特定被害者法律援助受任者に対し事件の進行状況に関する報告書を求めることができる。

4 特定被害者法律援助受任者は、特定被害者法律援助案件が判決の言渡し、和解、調停、示談の成立その他の理由により終了したときは、速やかに、判決書、和解調書、調停調書、示談書その他事件の終了を証する書面の写しを添付した終結報告書をセンターに提出しなければならない。

(特定被害者法律援助受託者による作成終了等の報告)

第24条 特定被害者法律援助受託者は、速やかに、訴状、答弁書、準備書面その他の業務方法書第83条の45第1項第1号に規定する援助開始決定を受けた書類作成を行い、その写しを添付した報告書をセンターに提出しなければならない。

2 センターは、業務方法書第83条の45第1項第1号に規定する援助開始決定後2年を経過したとき又は必要があると認めたときは、特定被害者法律援助受託者に対し事件の進行状況に関する報告書を求めることができる。

3 特定被害者法律援助受託者は、特定被害者書類作成援助の対象となった事件が判決の言渡し、和解、調停の成立その他の理由により終了したことを知ったときは、速やかに、判決書、和解調書、調停調書その他事件の終了を証する書面の写しを添付した終結報告書をセンターに提出しなければならない。

4 特定被害者法律援助受託者は、特定被害者書類作成援助の対象となった事件が終了したにもかかわらず、特定被害者法律援助被援助者が判決書、和解調書、調停調書その他事件の終了を証する書面の写しを特定被害者法律援助受託者に交付しない場合には、その旨を記載した終結報告書をセンターに提出しなければならない。

(金銭の取立て)

第25条 特定被害者法律援助受任者は、事件の相手方その他事件の関係者(以下「相手方等」という。)から受取るべき金銭があり、任意履行の見込みがあるときは、速やかに、これを取り立てなければならない。

2 特定被害者法律援助受任者は、特定被害者法律援

助被援助者が事件の相手方等から受取るべき金銭につき、その受領方法に関する約定を定めるときは、特別の事情がない限り特定被害者法律援助受任者を受領者としなければならない。

(受領金銭)

第26条 特定被害者法律援助受任者は、事件に関し相手方等から金銭を受領したときは、特定被害者法律援助被援助者に交付せず、受任者において一時保管するとともに、速やかに、その事実をセンターに書面で報告しなければならない。

2 特定被害者法律援助受任者は、センターが必要があると認めたときは、前項により受領した金銭の全部又は一部をセンターに引き渡さなければならない。

(追加支出)

第27条 特定被害者法律援助受任者等は、立替費用(センターが特定被害者法律援助案件について立替える費用をいう。)について業務方法書第83条の45第1項第1号に規定する援助開始決定その他の決定に定める額に不足が生じたときは、追加費用支出申立書を作成し、これに疎明資料を添付して、センターに追加費用の支出の申立てをすることができる。

(辞任)

第28条 特定被害者法律援助受任者等は、病気その他やむを得ない理由により辞任しようとするときは、センターにその理由を付した文書を提出して辞任の申出をし、センターの承認を受けなければならない。

2 特定被害者法律援助受任者等は、辞任を承認された場合において、センターから既に交付を受けた金銭の全部又は一部の返還を求められたときは、速やかに、これに応じなければならない。

(解任)

第29条 特定被害者法律援助受任者等は、特定被害者法律援助被援助者から解任の申出がなされ、センターが解任を承認した場合において、センターから既に交付を受けた金銭の全部又は一部の返還を求められたときは、速やかに、これに応じなければならない。

(特定被害者個別契約の当然終了)

第30条 特定被害者個別契約は、次に掲げる事由に

よって終了する。

一 特定被害者法律援助被援助者又は特定被害者法律援助受任者等が死亡したとき。

二 特定被害者法律援助受任者等が弁護士・司法書士等でなくなったとき。

(特定被害者個別契約のセンターによる解除)

第31条 センターは、次に掲げるいずれかの事由があるときは、特定被害者個別契約を解除することができる。

一 特定被害者法律援助被援助者が、正当な理由なく連絡を断ち又は援助の条件を遵守しないなど、契約を誠実に履行せず、援助を継続することが適当でなくなったとき。

二 特定被害者法律援助被援助者が特定被害者法律援助受任者等の解任を申し出て、センターがこれを承認したとき。

三 特定被害者法律援助受任者等が辞任を申し出て、センターがこれを承認したとき。

四 特定被害者法律援助受任者等が受任した案件について必要な対応を行わなかったとき。

五 センターと特定被害者法律援助受任者等との間の特定被害者法律援助契約が解除されたとき(特定被害者法律援助被援助者が同意していない場合を除く。))。

(個別契約終了後の処理)

第32条 特定被害者法律援助受任者等は、特定被害者個別契約が終了した場合において、センターから既に交付を受けた金銭の全部又は一部の返還を求められたときは、速やかに、これに応じなければならない。

2 特定被害者法律援助受任者は、特定被害者代理援助の個別契約が終了したときは、速やかに、特定被害者代理援助に係る事件が係属している裁判所等、示談交渉事件においては相手方等に辞任届を提出し、かつ、特定被害者法律援助被援助者に証拠資料を返還しなければならない。ただし、証拠資料の返還については、特定被害者法律援助被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない。

3 特定被害者法律援助受託者は、特定被害者書類作成援助の個別契約が終了したときは、速やかに、特定被害者法律援助被援助者に証拠資料を返還しなければならない。ただし、特定被害者法律援助被援助

者の住所が不明の場合は、この限りでない。

(特定被害者法律援助終結決定)

第33条 センターは、次に掲げる事由があるときは、特定被害者法律援助の終結決定をする。

一 事件が終了し、特定被害者法律援助受任者等から終結報告書が提出されたとき（特定被害者法律援助終結決定の対象となる事件に関連する事件が継続している場合で、かつ、業務方法書第83条の57第3項の規定により関連事件の終結決定又は特定被害者法律援助終結決定を待って特定被害者法律援助終結決定をすることとしたときを除く。）。

二 援助を継続することが著しく困難であるとき。

三 援助を継続する必要がなくなったとき。

四 特定被害者法律援助受任者等が辞任し又は解任され、後任の特定被害者法律援助受任者等の選任が困難なとき。

2 センターは、特定被害者法律援助受任者等から終結報告書が提出されない場合であっても、事件が終了していることが明らかとなるときは、特定被害者法律援助の終結決定をすることができる。

(報酬金)

第34条 センターは、特定被害者法律援助終結決定において、特定被害者法律援助被援助者及び特定被害者法律援助受任者の意見を聞いた上で報酬金の決定をする。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

2 センターは、特定被害者法律援助終結決定の対象となる事件に関連する事件が継続している場合には、関連事件の終結決定又は特定被害者法律援助終結決定を待って特定被害者法律援助終結決定をすることができる。

3 センターは、終結決定の対象となる事件について、当該事件が終了したと認められる時から2年を経過しても終結報告書が提出されないときは、報酬金を支払わない決定をすることができる。

(保証金の償還)

第35条 特定被害者法律援助受任者は、特定被害者法律援助終結決定その他の決定に当たり、立替金のうち保証金のある場合で立担保の必要がなくなったときは、速やかに、担保取消しの手続を行い、保証金及びその利息を償還しなければならない。

2 特定被害者法律援助受任者は、前項に規定する場合において、支払保証委託契約により担保を立てているときは、センターに支払保証委託契約原因消滅証明書を提出しなければならない。

第5章 不服申立てに関する事項

(不服申立て)

第36条 特定被害者法律援助受任者等は、センターのした決定に不服のある場合には、センターに対し、不服申立てをすることができる。

2 前項の不服申立ては、決定の通知が到達した日から30日以内にセンターに不服申立書を提出してしなければならない。

第6章 当該契約条項に基づく契約に違反した場合の措置に関する事項

(契約に違反した場合の措置に関する事項)

第37条 特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等は、特定被害者法律援助契約に基づき特定被害者法律援助業務に係る事務を取り扱う場合には、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱いの基準並びに業務方法書及びその下位規程に定める事項を遵守しなければならない。

2 特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等がその契約に違反した場合の措置は、次の三種類とする。

一 3年以下の契約締結拒絶期間を伴う特定被害者法律援助契約の解除

二 特定被害者法律援助契約の3年以下の契約締結拒絶期間の設定

三 特定被害者法律援助契約の効力の2年以下の停止

3 センターは、契約に基づく法律事務の取扱いにおいて、特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等が法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱いの基準に違反し、その違反の程度が重大で、特定被害者法律相談担当者、特定被害者法律援助受任者等としての職責を著しく怠り、特定被害者法律援助契約を継続又は締結することが相当でないとして認めたときは、前項第1号又は第2号に規定する措置をとることができる。

4 センターは、特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等に次の事由があり、特定被害者法律援助契約に基づく業務を一定期間停止することが相当なときは、第2項第3号に規定する措置をとることができる。

一 特定被害者法律援助契約に基づく法律事務の取扱いにおいて、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱い基準に対する違反の程度が軽微でなく、特定被害者法律相談担当者、特定被害者法律援助受任者等としての職責を怠ったとき。

二 特定被害者法律援助契約で定める義務（法律事務の取扱いに関するものを除く。）を怠り、センターの事務に著しい支障を生じさせたとき。

5 第2項に規定する契約上の措置は、特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等に対するセンターからの書面による通知によりその効力を生ずる。

6 センターが前項に基づく通知を、特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等の事務所にファクシミリを利用して送信したときは、ファクシミリの送信日に前項の通知が到達したものとみなす。

7 特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等は、センターが、当該弁護士・司法書士等に対する契約上の措置に関する手続の一環として、この契約条項その他センターにおいて定める規程に基づき、所属の弁護士会若しくは日本弁護士連合会又は司法書士会若しくは日本司法書士会連合会等に対し、所要の通知を行い、調査を依頼し、又は意見を求めることに異議を述べない。

第7章 前章に規定する場合以外の措置に関する事項

（懲戒を理由とする措置）

第38条 センターは、特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等が、弁護士法第57条、司法書士法第47条若しくは第48条又は総合法律支援法第1条に規定する隣接法律専門職者について法律上規定する除名、退会命令、業務停止又は業務禁止の懲戒を受けたときは、前条第2項第1号又は第2号に規定する措置をとることができる。

2 前条第5項から第7項までの規定は前項の場合に準用する。

（心身の故障等を理由とする措置）

第39条 センターは、特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等が、心身の故障等のため、特定被害者法律相談担当者又は特定被害者法律援助受任者等としての職務の遂行に著しい支障がある場合には、契約締結拒絶期間を伴わない特定被害者法律援助契約の解除措置又は期間を定めない特定被害者法律援助契約の効力の停止措置をとることができる。

2 第37条第5項から第7項までの規定は前項の場合に準用する。

第8章 契約の終了に関する事項

（解約）

第40条 特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等は、何時でも特定被害者法律援助契約を解約することができる。ただし、解約時点において個別事件の特定被害者法律援助受任者等に選任されている場合には、解約の効果は当該事件に関する契約関係には及ばない。

2 特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等が前項に基づき特定被害者法律援助契約を解約する場合には、センターに対して解約申出書を提出しなければならない。

3 第1項に基づく解約の後であっても、センターが第37条第3項及び第38条第1項に定める事由に基づく契約上の措置（第37条第2項第2号の措置に限る。）をとることを妨げない。

4 特定被害者法律援助契約の契約期間満了による終了後であっても、センターが第37条第3項及び第38条第1項に定める事由に基づく契約上の措置（第37条第2項第2号の措置に限る。）をとることを妨げない。

（センターのとした措置の特定被害者個別契約への反映）

第41条 センターは、特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等が、第37条から第39条までに規定する契約の解除又は契約締結拒絶期間の設定の措置を受けたときには、特定被害者個別契約を解除する。ただし、特定被害者法律援助被援助者が同意しない場合はこの限りでない。

（当然の契約終了事由）

第42条 この契約条項に基づく特定被害者法律援助契約は、次に掲げる事由によって終了する。

- 一 特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等が死亡したとき
- 二 特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等が弁護士・司法書士等でなくなったとき
- 2 前項第2号による契約の終了後であっても、センターが第37条第3項及び第38条第1項に定める事由に基づく契約上の措置（第37条第2項第2号の措置に限る。）をとることを妨げない。

第9章 雑則

（申込書に記載した事項の変更）

第43条 特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等は、第3条第2項第1号から第3号又は第3項に掲げる事項に変更があったときには、遅滞なく、センターに届け出なければならない。

2 センターは、前項の規定による届出がない場合においても、第3条第2項第1号から第3号又は第3項に掲げる事項に変更があったことを知ったときは、それらの事項につき変更の手続を行うことができる。

3 センターは、前項の変更手続をとったときは、遅滞なく、特定被害者法律扶助契約弁護士・司法書士等に対し、その旨を通知する。

（契約条項の変更）

第44条 特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等が、この契約条項を変更した旨の通知をセンターから受けた後に、新たに特定被害者法律相談援助を実施し又は特定被害者個別契約を締結した場合は、センターは、当該特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等がこの契約条項の変更に同意したものとみなす。

（特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等の情報の共有）

第45条 特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等は、特定被害者法律援助契約に関してセンターが保有した特定被害者法律援助契約弁護士・司法書士等に係る次の各号に掲げる情報を、センターが指定した団体と共有することに、予め同意する。

- 一 氏名又は法人名及び担当者名

二 所属会

三 登録番号及び届出番号

四 事務所名称及び住所

五 事務所電話番号及びファクシミリ番号

六 法人の場合は社員又は使用人の別

七 契約の有無

八 センターの利用者その他の者からの苦情に関する事項及びセンターが認知した法律事務取扱規程第6条又は第7条に規定する措置の要件に該当する事由その他措置の原因に関する事項

2 前項においてセンターが指定する団体は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める団体とする。

一 弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人 所属する弁護士会及び日本弁護士連合会

二 司法書士及び司法書士法人 所属する司法書士会及び日本司法書士会連合会

三 前号に掲げる者以外の隣接法律専門職者 それぞれの隣接法律専門職者が関係する隣接法律専門職者の団体

（特定被害者法律扶助契約弁護士・契約司法書士等の情報管理）

第46条 センターが保有する特定被害者法律扶助契約弁護士・司法書士等に関する情報は、本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、総合法律支援法第14条に規定するセンターの目的の範囲内で利用する。

令和6年3月19日